

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、川崎市信用保証協会（以下「協会」という。）の常勤役員及び非常勤役員の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(常勤役員報酬)

第2条 常勤役員の報酬の額は、次表のとおりとする。この場合において、川崎市を退職後役員に就任した者の報酬の額は、川崎市と協議の上、理事会が決定する。

役 職 名	報 酬
会 長	月額 650,000 円
専務理事	月額 600,000 円
常務理事	月額 575,000 円
理 事	月額 560,000 円
監 事	月額 535,000 円

2 前項の規定にかかわらず、協会職員である者が就業規則第35条に定める日以前に役員に就任した場合、その者が満60歳に達する日の属する年度末までは、川崎市信用保証協会給与規則（以下「給与規則」という。）を適用する。

3 前項の者には、給与規則第3条第1項に規定する給料表の7級最上号級の給料及び給与規則第33条第2項第1号に規定する管理職手当を支給する。

(賞与)

第3条 常勤役員に対し、別に定めるところにより賞与を支給する。

(通勤手当)

第4条 常勤役員の通勤手当は、職員の例による。

(報酬等の支給日)

第5条 常勤役員の報酬及び通勤手当は、毎月20日に支給する。ただし、支給日が休日（日曜日、土曜日及び国民の祝日）に当たるときは、その前日に支給する。

2 常勤役員の賞与は、6月15日及び12月15日に支給する。ただし、支給日が休日（日曜日、土曜日及び国民の祝日）に当たるときは、その前日に支給する。

(常勤役員の報酬等の支払方法)

第6条 常勤役員の報酬等は、口座振込の方法により支払うものとする。

(非常勤理事報酬)

第7条 非常勤理事の報酬は、理事会に出席の都度、20,000円を支給する。

(有資格者の非常勤監事報酬)

第 8 条 公認会計士又は税理士の資格を有する非常勤監事の報酬は、月額 30,000 円とする。

2 報酬の支払方法は、常勤役員の例による。

附 則

(施行日)

1 この規程は、平成 14 年 7 月 1 日から施行する。

(関係規程の廃止)

2 平成 13 年 7 月 1 日付「常勤役員の報酬に関する規程」は廃止する。

附 則 (平成 17 年 8 月 11 日 17 規程第 30 号)

1 この規程改正は、平成 17 年 9 月 1 日から施行する。

2 第 2 条の規定は 3 年間、次の表の報酬を適用する。

役 職 名	報 酬
会 長	月額 700,000 円
副 会 長	月額 650,000 円
専務理事	月額 600,000 円
常務理事	月額 605,000 円
理 事	月額 527,000 円
監 事	月額 478,000 円

附 則 (平成 20 年 8 月 28 日 20 規程第 169 号)

1 この規程改正は、平成 20 年 9 月 1 日から施行する。

2 第 2 条第 1 項の規定は 3 年間、次表の報酬を適用する。

役 職 名	報 酬
会 長	月額 650,000 円
副 会 長	月額 600,000 円
専務理事	月額 580,000 円
常務理事	月額 580,000 円
理 事	月額 510,000 円
監 事	月額 454,000 円

附 則 (平成 23 年 8 月 30 日 23 規程第 33 号)

1 この規程改正は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。

2 第 2 条第 1 項の規定は平成 24 年 3 月まで、次表の報酬を適用する。

役 職 名	報 酬
会 長	月額 650,000 円
副 会 長	月額 600,000 円

専務理事	月額 580,000 円
常務理事	月額 580,000 円
理 事	月額 510,000 円
監 事	月額 454,000 円

附 則 （平成 24 年 3 月 28 日 24 規程第 14 号）

- 1 この規程改正は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 2 条第 1 項の規定は 3 年間、次表の報酬を適用する。

役 職 名	報 酬
会 長	月額 650,000 円
副 会 長	月額 600,000 円
専務理事	月額 580,000 円
常務理事	月額 560,000 円
理 事	月額 510,000 円
監 事	月額 454,000 円

附 則 （平成 25 年 3 月 29 日 24 規程第 54 号）

この改正規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 26 年 4 月 7 日 26 規程第 33 号）

この改正規程は、平成 26 年 4 月 7 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 （平成 27 年 3 月 31 日 27 規程第 5 号）

- 1 この規程改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 2 条第 1 項の規定は 3 年間、次表の報酬を適用する。

役 職 名	報 酬
会 長	月額 650,000 円
専務理事	月額 580,000 円
常務理事	月額 560,000 円
理 事	月額 510,000 円
監 事	月額 454,000 円

附 則 （平成 30 年 3 月 27 日 30 規程第 6 号）

- 1 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 2 条第 1 項の規定は 3 年間、次表の報酬の額を適用する。

役 職 名	報 酬
会 長	月額 650,000 円
専務理事	月額 580,000 円
常務理事	月額 560,000 円

理 事	月 額 510,000 円
監 事	月 額 454,000 円

附 則 （令和 3 年 3 月 2 4 日 3 規程第 2 3 号）

- 1 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 2 条第 1 項の規定は 1 年間、次表の報酬の額を適用する。

役 職 名	報 酬
会 長	月 額 650,000 円
専務理事	月 額 580,000 円
常務理事	月 額 560,000 円
理 事	月 額 510,000 円
監 事	月 額 454,000 円

附 則 （令和 4 年 3 月 2 9 日 4 規程第 1 4 号）

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （令和 7 年 3 月 2 8 日 7 規程第 1 2 号）

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。